

**県立宮崎病院再整備事業**  
**マーケットサウンディング実施要領**

平成29年12月1日

宮崎県病院局

## 1 はじめに

県立宮崎病院（以下、「宮崎病院」という。）は、大正10年10月に開設され、これまで、県民の皆様の厚い信頼に支えられながら、医療に対する多種多様なニーズに応え、安心して安全な質の高い医療の提供を行っている。

しかしながら、宮崎病院の現施設は、昭和58年の改築以来、約34年が経過し、施設の老朽化・狭隘化が進んでいるほか、基幹災害拠点病院としての設備が十分でないなど、様々な課題も抱えていることから、これからも高度で良質な医療を提供し続けるために、宮崎病院の再整備事業（以下、「本事業」という。）に取り組むこととし、現在、新病院の実施設設計を進めているところである。

こうした中、民間事業者等の皆様との「対話」による意見招請（マーケットサウンディング）を実施し、この「対話」を通じて、民間事業者等の皆様と病院局との間で、本事業について相互理解を図り、民間事業者等の皆様が本事業へ参加しやすい公募条件等を整理していくものである。

## 2 全体事業の概要等

### (1) 事業内容に関する事項

①事業名称

県立宮崎病院再整備事業

②敷地の場所

宮崎県宮崎市北高松町

③敷地面積

約36,000㎡

④全体事業費（税込）（医療機器を除き、現病院解体・立体駐車場等付帯施設含む）

約 270億円

⑤事業完了予定

平成34年度工事完了予定（開院は平成33年度予定）

⑥事業方式

設計施工分離発注方式

### (2) これまでの経緯

①基本構想の策定

目指すべき診療の機能のあり方や整備の基本的な方向性等をまとめた「県立宮崎病院再整備基本構想」を平成27年3月に策定

②基本設計業務の実施

公募型プロポーザルにより基本設計者を選定し、平成27年10月に基本設計業務に着手、同28年10月に完了

③予算化の見送り

事業費の大幅な上昇により、平成29年度での予算化を見送り

④補正予算の議決

平成29年6月議会において、事業費の縮減、病床数の削減を報告し29年度補正予算を可決、事業を再開

⑤実施設計業務、CM業務の実施

平成29年7月に実施設計業務を、同年8月にコンストラクション・マネジメント（CM）業務を開始

### 3 手続き等

#### (1) 対話への参加要件

事業者の参加要件は、次のとおりとする。なお、本対話に参加した者に本事業に係る公募に参加を義務づけるものではない。

- ①県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）第7条の規定による建築一式工事、電気工事又は管工事に係る入札参加資格の認定を受けている者。
- ②平成14年12月1日から平成29年11月30日までに、一般病床（医療法第7条第2項に規定する一般病床をいう。以下同じ。）が100床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築に係る工事を元請け（共同企業体を含む）として完了した実績がある者。但し、増築の場合は、増築部分に一般病床100床以上の病棟を含むものに限る。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められない者。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、①に掲げる入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- ⑥民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払が不可能になった者ではないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

#### (2) マーケットサウンディングの対象範囲

新病院建設工事（建築工事（昇降機設備工事を含む。）、電気設備工事、衛生設備工事、空調設備工事、外構工事）

新病院建設に伴う近隣対策業務

新病院建設に伴う各種許認可申請、行政手続き業務

（準備工事、立体駐車場設置工事、周辺道路整備工事、既存改修工事、解体工事、解体後の構内駐車場等整備工事は除く。）

#### (3) マーケットサウンディングのスケジュール

マーケットサウンディングのスケジュールは次のとおり。

平成29年12月1日（金）	公告、実施要領等配布
平成29年12月14日（木）	参加申込書の提出期限
平成29年12月18日（月）まで	参加資格の確認通知
平成29年12月18日（月）～22日（金）	設計図書等の配布
平成30年 1月10日（水）	意見書の提出期限（提出は任意）
平成30年 1月17日（水）、18日（木）	対話

#### (4) 担当所属

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東1丁目9番10号 県庁3号館6階  
 宮崎県病院局経営管理課整備担当  
 TEL 0985-26-7629 FAX 0985-26-7341  
 電子メール keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

#### (5) 実施要領等配布

- ①配布日時：平成29年12月1日（金）から平成29年12月14日（木）まで
- ②配布場所：宮崎県病院局のホームページに掲載
- ③配布書類：配布書類については次のとおり

書類名	
実施要領	1式
様式集	1式
守秘義務に関する確認書	1式

#### (6) 参加申込書等に関する事項

対話への参加を希望する者は、次に示すとおり、参加申込書等及び守秘義務に関する確認書の提出を行うものとする。

##### ①参加申込書等の作成要領

参加申込書等の様式は、様式1-1、1-2、1-3に示すとおりとする。

##### ②参加申込書等の作成および記載上の留意事項

参加申込者の要件等については、「3(1)対話への参加要件②」に該当する施工実績等を記載すること。なお、記載した施工実績については、工事内容が確認できる契約書の写し等（コリンズ登録の写し）を添付すること。

##### ③提出期限、提出場所、提出部数及び提出方法

提出期限：平成29年12月14日（木）午後5時必着

提出場所：担当所属に同じ。

提出部数：書面を2部作成し、提出すること。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とする。

※持参の場合は、事前に時間の連絡をすること。

##### ④参加資格の確認通知

参加資格の確認を行い、要件を満たしていると認められるときは、参加資格を認定する。なお、確認の結果は、平成29年12月15日（金）に書面により通知する。

⑤その他

参加申込みが多数の場合には、参加申込書等に記載する「3(1)対話への参加要件②」に該当する施工実績数が多い順に対話参加者数を限定することがある。

### (7) 設計図書等の配布

参加要件を満たしている者に、設計図書等を貸与する。

配布した設計図書等については、対話実施日に、担当所属に返却すること。

①配布日時：平成29年12月18日（月）から平成29年12月22日（金）まで  
（午前10時から午後4時まで）

②配布場所：担当所属に同じ。

③配布書類：配布書類については次のとおりである。

書類名	
整備スケジュール表	1式
基本設計図<抜粋版>	1式
コスト縮減検討リスト	1式

### (8) 意見書の提出

①意見書の提出

意見書の提出は任意とする。意見書の提出がなくても本対話への参加は可能である。

②意見書の作成要領

意見書の様式は、様式2に示すとおりとする。

③提出期限、提出場所、提出部数及び提出方法

提出期限：平成30年1月10日（水）午後5時必着

（土・日・祝日を除く）提出場所：担当所属に同じ。

提出部数：書面を7部作成し、提出すること。なお、対話実施日までにPDFデータの提出を求めることがある。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とする。

## 4 対話の進め方等

### (1) 日時・場所

対話は、平成30年1月17日（水）及び18日（木）の2日間のいずれかのうち、所要時間として30分から1時間程度を予定している。日時及び場所の詳細については、平成29年12月22日（金）を目途に、対話参加者に書面にて通知する。

### (2) 出席人数

出席人数は、最大5人までとする。

### (3) 対話項目

「対話」では、主に以下の項目・内容について、施工分野に応じて意見を確認する。

項目	内容
公募条件	・参加要件について
発注区分	・建築・電気・設備の「一括発注」もしくは「分離発注」について
工事費	・市場価格について（新築、改修、解体）
工期	・工期の妥当性、工期短縮の可能性について ・着工時期について
施工計画	・仮設計画について ・外壁タイル張りに関して現場張りとは工場張りのメリット・デメリットについて（コスト・施工性等について）
取組み意欲	・本事業に対する考え
その他	・病院局への要望事項など

### (4) 実施方法

本対話は、参加者毎に以下の流れに沿って進めるものとする。

①担当者から対話要領の説明

②対話参加者からの意見

「(3) 対話項目」に沿って説明すること。なお、全ての項目に対する説明を義務付けるものではない。また、資料の準備は不要であるが、必要と考えられる場合には、「3(8) 意見書の提出」に沿って事前に提出するか、対話当日に持参することも可とする。

③病院局・対話参加者による質疑応答

## 5 留意事項

### (1) 参加に関する取り扱い及び費用

①対話参加者に、本事業の施工者選定に係る公募への参加を義務づけるものではない。

②本対話への参加実績を、今後予定されている本事業の施工者選定において、評価の対象とすることはない。

③参加申込書及び意見書の提出、並びに本対話への参加に要する費用は、対話参加者の負担とする。

### (2) 対話実施結果の公表等

①対話参加者の法人名や意見内容については、ノウハウ保護等の関係から、公表しないが、県民向けに概略の実施内容を説明することがある。

②対話によって得られた意見やアイデアを実施設計に反映させることがある。

### **(3) 守秘義務**

本対話に参加を希望する者は、守秘義務に関する確認書に記載された内容を遵守すること。

### **(4) その他**

宮崎県病院局は、本マーケットサウンディングについて、株式会社プラスPMに実施支援業務を委託している。